

平成三十年法律第六十一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	有害物質一覧表（第三条—第九条）
第二回 特定船舶の再資源化解体の許可（第十一条—第十五条）	特定船舶の再資源化解体の許可（第十一条—第十五条）
第三回 船級協会（第三十条・第三十一条）	特定船舶の再資源化解体の実施（第十六条—第二十九条）
第四回 監督（第三十二条—第三十五条）	第六章 監督（第三十二条—第三十五条）
第五回 雜則（第三十六条—第四十二条）	第七章 雜則（第三十六条—第四十二条）
第六回 罰則（第四十三条—第五十一条）	第八章 罰則（第四十三条—第五十一条）
第七回 附則	
	第一章 総則 (目的)
	第二章 有害物質一覧表 (有害物質一覧表の作成及び確認)
	第三章 特別特定日本船舶の船舶所有者 (当該船舶が共有されている場合にあっては船舶管理人、当該船舶が貸し渡されている場合にあっては船舶借入人。第四章（第二十二条（第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）を除く。）を除く。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、有害物質一覧表を作成し、次項の規定に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。
	第四章 特別特定日本船舶を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。
	第五章 特別特定日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させるものとして国土交通省令で定める改修又は修理を行ったとき。
	第六章 特別特定日本船舶をその有効期間満了後も日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。
	第七章 この法律において「再資源化解体業者」とは、第十条第一項の許可を受けた者をいう。

第一条 この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「再資源化解体」とは、船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他の製品の一部として利用することができる状態にするために行う解体（船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他やむを得ない場合において行われるもの）を除く。）をいう。

第三条 この法律において「特定船舶」とは、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数が五百トン以上の船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）をいう。

一 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下この項において「トン数法」という。）第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいいう。以下同じ。）トン数法第四条第一項の国際総トン数

二 前号に掲げる日本船舶（次号に掲げるものを除く。）トン数法第五条第一項の総トン数

三 第一号に掲げる日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの（同項本文の規定による総トン数）

四 外国船舶（日本船舶以外の船舶をいう。次項第一号において同じ。）国土交通省令で定める総トン数

三 この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であつて、次に掲げるものをいう。

一 日本船舶

二 外国船舶であつて、本邦の各港間又は港のみを航行するもの

三 この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であつて、日本国領海等（日本国の内水、領海及び排他的經濟水域をいう。以下同じ。）以外の水域において航行の用に供されるもの（航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶を除く。）をいう。

四 この法律において「特定外国船舶」とは、特定船舶であつて、特定日本船舶以外のものをいいう。

第五回 附則

一 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日前三月以内に更新確認を受けたと

き。

6 この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に含まれる有害物質（船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質をいう。次条第一項第二号及び附則第五条第三項において同じ。）の種類及び量が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。

7 この法律において「再資源化解体業者」とは、第十条第一項の許可を受けた者をいう。

第二章 有害物質一覧表
(有害物質一覧表の作成及び確認)

第三条 特別特定日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されている場合にあっては船舶管理人、当該船舶が貸し渡されている場合にあっては船舶借入人。第四章（第二十二条（第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）を除く。）を除く。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、有害物質一覧表を作成し、次項の規定に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一 特別特定日本船舶を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。

二 特別特定日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させるものとして国土交通省令で定める改修又は修理を行ったとき。

三 次条第一項の有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶をその有効期間満了後も日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。

四 有害物質一覧表は、その内容が当該特別特定日本船舶の状態と一致するものでなければならぬ。い。

5 第一項の確認は、特別特定日本船舶以外の日本船舶（前条第三項第二号に掲げる船舶を含む。以下同じ。）に係る有害物質一覧表についても、船舶所有者の申請によりすることができる。

6 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

7 更新確認の結果第一項の規定による有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができる船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項の規定にかかる。ず、当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書が交付される日又は従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいづれか早い日までの期間とする。

8 次に掲げる場合において新たに交付される有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかる。ず、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

9 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日前三月以内に更新確認を受けたと

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいづれかに該当する者の

あるもの

ヌ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ル 個人で政令で定める使用者のうちにイからトまでのいづれかに該当する者のあるもの

く、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可の更新)

第十一條 前条第一項の許可是、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、

その効力を失う。

3 2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の更新について準用する。

3 1 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、從前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

第十二條 再資源化解体業者は、第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 再資源化解体業者は、第十条第二項第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたときは又は前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第十条第四項及び第五項の規定は、第一項の許可について準用する。

第十三條 再資源化解体業者が第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡を行う場合において、あらかじめ当該

2 1 体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。

2 再資源化解体業者が第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡を行う場合において、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、再資源化解

3 1 体業者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法

3 2 人又は合併により設立された法人は、再資源化解体業者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 3 再資源化解体業者である法人が分割により第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解

3 4 施設に係る再資源化解体の業務を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、分割により当該業務を承継した法人は、再資源化解体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。

4 第十条第四項の規定は、前三項の認可について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行ふ体制及び申請者」とあり、及び同項第二号中「申請者」とあるのは、「再資源化解体業者の第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務に係るこの法律の規定による地位を承継することとなる者」と読み替えるものとする。

5 再資源化解体業者が第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解

5 1 体の業務の譲渡を行い、又は再資源化解体業者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該業務を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があつたとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該業務の譲渡、合併又は分割があつたときは、当該業務に係る同条第一項の許可は、その効力を失う。

第十四条 前条第五項の規定によるほか、再資源化解体業者が次の各号のいづれかに該当することとなつた場合においては、第十条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合、その相続人

二 法人が破産手続開始の決定により解散した場合、その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合、その清算人

四 特定船舶の再資源化解体の業務を廃止した場合、再資源化解体業者であつた個人又は再資源化解体業者であつた法人を代表する役員

(許可の取消し等)

第十五条 主務大臣は、再資源化解体業者が次の各号のいづれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて特定船舶の再資源化解体の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

2 第一条の許可又は第十三条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

3 特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行ふ体制又は当該再資源化解体業者の能力が第十条第四項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

4 第十条第四項第二号イからルまでのいづれかに該当することとなつたとき。

第四章 特定船舶の再資源化解体の実施
(再資源化解体業者等による再資源化解体)

第十六条 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶の再資源化解体については、自ら再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者（締約国の政府から第十条第一項の許可に相当する許可を受けた者をいう。以下同じ。）として当該再資源化解体を行ふ場合を除き、再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に行わせなければならない。

第十七条 特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶について、再資源化解体のための譲渡し若しくは引渡し又は再資源化解体の委託（以下「譲渡し等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該譲渡し等の相手方となるうとする者（再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に限る。）に対し、有害物質等情報（有害物質一覧表の内容又はこれに相当する情報その他他の再資源化解体の適正な実施のために必要な船舶の情報であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

(再資源化解体計画の承認)

第十八条 再資源化解体業者は、特定船舶について、再資源化解体のための譲受け若しくは引受け又は再資源化解体の受託（以下「譲受け等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、前

条の規定により提供を受けた有害物質等情報（当該特定船舶が特定外国船舶である場合にあっては、当該特定船舶の船舶所有者から提供を受けた有害物質等情報。第三項において同じ。）に基づき、当該特定船舶の再資源化解体に関する計画（以下「再資源化解体計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 再資源化解体計画には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 再資源化解体を行おうとする特定船舶の名称及び船種

三 再資源化解体を行おうとする特定船舶の船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

四 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設の場所

第十四条 前条第五項の規定によるほか、再資源化解体業者が次の各号のいづれかに該当することとなつた場合においては、第十条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

条第一項第三号中「第二十五条の五十、第二十五条の五十二」とあるのは「第二十五条の五十一」と読み替えるものとする。

(船級協会による特定日本船舶の譲渡し等の承認等)

第三十一条

国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を次に掲げる承認又は確認(以下「承認等」という。)をする者として登録する。

- 1 特定日本船舶の譲渡し等の承認
- 2 譲渡し等をしないで日本国内において行われる特定日本船舶の再資源化解体に係る有害物質等情報に係る確認

三 譲渡し等をしないで外国において行われる特定日本船舶の再資源化解体の承認

二 前項の規定による登録を受けた者(次項において「船級協会」という。)が承認等をし、かつ、船級の登録をした特定日本船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が次の各号に掲げる承認等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める承認又は確認をしたものとみなす。

- 1 前項第一号に掲げる承認 当該譲渡し等に係る第二十条第一項の承認
- 2 前項第二号に掲げる確認 当該有害物質等情報に係る第二十五条第一項の確認
- 3 前項第三号に掲げる承認 当該再資源化解体に係る第二十五条第三項の承認

前条第三項の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の承認等について準用する。この場合において、同条第三項後段中「確認業務」とあるのは「承認等業務」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「確認業務規程」とあるのは「承認等業務規程」と、「確認業務の」とあるのは「承認等業務の」と、「確認業務を」とあるのは「承認等業務を」と読み替えるものとする。

第六章 監督

(証書の返納命令等)

第三十二条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる日本船舶が当該各号に定める場合に該当するときは、当該日本船舶の船舶所有者に対し、有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の返納、有害物質一覧表の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 有害物質一覧表確認証書の交付を受けた日本船舶 当該日本船舶に備え置かれた有害物質一覧表が第三条第二項の規定に適合しなくなつたと認めるとき。

二 第二十一条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶の譲渡し等が第二十条第四項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

三 第二十五条第二項において準用する第二十一条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶に係る有害物質等情報が当該特定日本船舶の状態と一致しなくなつたと認めるとき。

四 第二十五条第七項において準用する第二十一条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶の再資源化解体が第二十五条第六項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

五 國土交通大臣は、前項の規定による命令を発してもかかわらず、当該日本船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、当該日本船舶の再資源化解体の適正な実施の確保のために同項の措置を確実にとらせることが必要と認めるとときは、当該日本船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該日本船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

六 第三十項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第三十五条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長、造船事業者、船舶に設置される設備の製造事業者その他の船舶の再資源化解体と密接な関連を有する者(再資源化解体業者を除く。)に対し、有害物質一覧表の作成、有害物質等情報の収集、整理及び提供その他の船舶の再資源化解体の適正な実施に資する措置に関し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

七 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、再資源化解体業者に対し、船舶の再資源化解体の適正な実施に關し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

八 第三十項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則

(研究及び調査の推進等)

第三十六条 國は、船舶の再資源化解体の適正な実施に關する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

- 1 國土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る日本船舶について、第一項の規定による命令に従つて必要な措置が的確に講じられたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。
- 2 國土交通大臣がその所属の職員のうちからあらかじめ指定する者は、前項に規定する場合において、当該日本船舶の再資源化解体の適正な実施の確保のために第一項の措置を確實にとらせる。
- 3 國土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る日本船舶について、第一項の規定による命令に従つて必要な措置が的確に講じられたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならぬ。
- 4 國土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る日本船舶について、第一項の規定による命令に従つて必要な措置が的確に講じられたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならぬ。

第三十三条 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある特定外国船舶(以下「監督対象外国船舶」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該監督対象外国船舶の船長に対し、有害物質一覧表に相当する図書で第三条第二項の規定に適合するものの備置き、当該監督対象外国船舶の状態の是正その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

一 有害物質一覧表に相当する図書で第三条第二項の規定に適合するものが備え置かれていないと認めるとき。

二 最終目的地において再資源化解体が行われることとなる航行の用に供されている場合において、当該監督対象外国船舶に係る有害物質等情報が当該監督対象外国船舶の状態と一致していないと認めるとき。

三 前条(第一項を除く。)の規定は、監督対象外国船舶について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と読み替えるものとする。

(報告の徵収等)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶若しくは監督対象外国船舶又はこれらの船舶の船舶所有者又は船長に対し、これらの船舶に係る有害物質等情報又はこれらの船舶の状態若しくは譲渡し等に關し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、再資源化解体業者に対し、特定船舶の再資源化解体の実施に關し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、日本船舶若しくは監督対象外国船舶又はこれらの船舶の船舶所有者の事務所に立ち入り、これらの船舶、有害物質一覧表、有害物質一覧表確認証書、再資源化解体準備証書その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再資源化解体業者の事務所、事業場、船舶その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第三十項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

(国際協力の推進)

第三十七条 国は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進に努めるものとする。

(手数料の納付)

第三十八条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項及び附則第五条第六項において同じ。）（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。同項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第三条第一項の確認（第八条の当該確認に相当する確認を含む。）を受けようとする者

二 有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者（第三十条第二項に規定する船級協会がする同項の確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 第二十条第一項若しくは第二十五条第三項の承認（第二十七条第一項のこれらの承認に相当する承認を含む。）又は第二十五条第一項の確認（第二十七条第一項の当該確認に相当する確認を含む。）を受けようとする者

四 再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者（第三十一条第二項に規定する船級協会がする同項の承認等に係る再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者に限る。）

五 有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の再交付又は書換えを受けようとする者（第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けようとする者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（主務大臣等）

六 偽りその他不正の手段により第十二条第一項の許可を受けた者

七 偽りその他不正の手段により第十三条第一項から第三項までの認可を受けた者

八 偽りその他不正の手段により第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の譲渡し等若しくは譲受け等をした者又は同条第二項の規定に違反して特定外国船舶の譲受け等をした者

十 第二十五条第二項若しくは第七項において準用する第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の再資源化解体を開始した者又は第二十五条第二項において準用する第二十三条第二項の規定に違反して特定外国船舶の再資源化解体を開始した者

十一 第四十六条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

二 第三十二条第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による处分に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して、特別指定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

二 第十二条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条（第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、特定日本船舶を航行の用に供した者

四 第二十九条の規定による開始の報告をせず、若しくは虚偽の開始の報告をして、特定船舶の再資源化解体を開始した者又は同条の規定による完了の報告をせず、若しくは虚偽の完了の報告をした者

五 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第三十四条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十四条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 日本の船級協会（第三十条第二項又は第三十一条第二項に規定する船級協会をいう。第四十六条及び第四十九条において同じ。）の役員又は職員が、第三十条第二項の確認又は第三十一条第二項の承認等に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができるときは、その価額を徴収する。

第四十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の交付を受けた者

二 第五条第一項の規定に違反して、特別指定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

三 第十条第一項の規定に違反して、特定船舶の再資源化解体を開始した者

四 偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可又は第十二条第一項の更新を受けた者

五 第十二条第一項の規定に違反して、第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更した者

六 偽りその他不正の手段により第十二条第一項の許可を受けた者

七 偽りその他不正の手段により第十三条第一項から第三項までの認可を受けた者

八 偽りその他不正の手段により第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の譲渡し等若しくは譲受け等をした者又は同条第二項の規定に違反して特定外国船舶の譲受け等をした者

十 第二十五条第二項若しくは第七項において準用する第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の再資源化解体を開始した者又は第二十五条第二項において準用する第二十三条第二項の規定に違反して特定外国船舶の再資源化解体を開始した者

十一 第四十六条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

二 第三十二条第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による处分に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して、特別指定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

二 第十二条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条（第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、特定日本船舶を航行の用に供した者

四 第二十九条の規定による開始の報告をせず、若しくは虚偽の開始の報告をして、特定船舶の再資源化解体を開始した者又は同条の規定による完了の報告をせず、若しくは虚偽の完了の報告をした者

五 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第三十四条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十四条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四十五条、第四十七条又は第四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十条第三項において準用する同法第二十五条

の五十三第二項各号の請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 附則第五条から第九条まで、第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（経過措置）

第二条 特定日本船舶である現存船（施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、施行日から起算して六月を経過する日までの間に建造に着手されたもの））であつて、施行日から起算して二年六月を経過する日までの間に船舶所有者に対し引き渡されたものをいう。以下同じ。）については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、特別特定日本船舶以外の特定日本船舶とみなして、この法律の規定を適用する。

2 特別特定日本船舶である現存船についての第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「特別特定日本船舶を」とあるのは、「特別特定日本船舶（次条第一項の有害物質一覧表確認証書の交付を受けたものを除く。）」をこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後」とする。

第三条 特定船舶である現存船について、施行日前に譲受け等がされ、又は再資源化解体が開始されたものについての第二十八条の規定の適用については、同条中「当該特定船舶に係る第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた再資源化解体計画に基づいて、適正に」とあるのは、「適正に」とする。

第四条 特定外国船舶である現存船について、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第三十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第五条 国土交通大臣は、施行日前においても、日本船舶の船舶所有者の申請により、有害物質一覧表が第三条第二項の規定に適合することについて同条第一項の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）をすることができる。

2 国土交通大臣は、相当確認を受けた者に対し、有害物質一覧表確認証書に相当する部分に限る。）を交付しなければならない。

3 国土交通大臣が相当確認をし、及び相当証書を交付したときは、当該相当確認及び当該相当証書は、施行日までの間に当該日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させる改造又は修理を行つたことその他の国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ

4 第一項の申請は、施行日までの間にその申請に対する処分がされなかつたときは、施行日において、第三条第一項の確認の申請とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

5 相当確認の申請書の様式その他相当確認に関し必要な事項並びに相当証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他相当証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6 次に掲げる者（国及び独立行政法人を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 国土交通大臣がする相当確認を受けようとする者（次条第二項に規定する相当確認船級協会がする相当確認に係る相当証書の交付を受けようとする者に限る。）

二 相当証書の交付を受けようとする者（次条第二項に規定する相当確認船級協会がする相当確認に係る相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者）

三 相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

第六条 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を相当確認をする者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者（以下「相当確認船級協会」という。）が相当確認をし、かつ、船級の登録をした日本船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該有害物質一覧表に係る相当確認をしたものとみなす。

3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会がする前項の相当確認について準用する。この場合において、同条第三項後段中「確認業務」とあるのは、「相当確認業務」と、「船級協会登録簿」とあるのは、「相当確認船級協会登録簿」と、「第二十条第一項」とあるのは、「附則第六条第一項」と、「確認業務規程」とあるのは、「相当確認業務規程」と、「確認業務の」とあるのは、「相当確認業務」と、「確認業務を行う船級協会」とあるのは、「相当確認業務を行う相当確認船級協会」と、「外国船級協会」とあるのは、「相当確認船級協会」と、「外國相當確認船級協会」と読み替えるものとする。

4 相当確認船級協会は、施行日において、第三十条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

第七条 日本の相当確認船級協会の役員又は職員が、前条第二項の相当確認に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

5 偽りその他の不正の手段により相当証書の交付を受けた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前条第三項において準用する第三十条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした相当確認船級協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

7 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした相当確認船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

8 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本項の罰金刑を科する。

10 前条第三項において準用する第三十条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三条第一項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは財務諸表等に虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する同法第二十五条の五十三条第一項の規定による請求を拒んだ者（外国における事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

第八条 第十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第九条 第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行なうことができる。第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十三条第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

(政令への委任)
第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

- 1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日